

介護サービス事業所運営指導結果について

訪問系サービス

【訪問介護員等の員数】 訪問介護

訪問介護員等の員数を常勤換算方法で算定する際に、当該訪問介護事業所以外の勤務時間数も含め算定している。

訪問介護員等の常勤換算数は、当該訪問介護事業所の勤務時間数から算定してください。

具体的には、サービス付き高齢者住宅併設事業所等でサービス付き高齢者住宅の職務に従事する時間は、当該訪問介護事業所の勤務時間には含まれません。

【管理者】 訪問介護

管理者の勤務時間数が確認できない。

管理者は、「常勤」であることが要件となっています。当該訪問介護事業所での勤務時間数を勤務表等から確認できるようにしてください。

指摘頻度：高

【サービス提供の記録】 訪問介護

計画上の提供時間が記載されている。

サービス提供記録における提供時間の記載は、居宅サービス計画又は訪問介護計画上の提供時間ではなく、実際にサービスを提供した時間を記載してください。

【訪問介護計画の作成】 訪問介護

訪問介護計画を利用者へ交付したことが確認できない。

計画様式または各種記録等から計画を利用者へ交付したことが確認できるようにしてください。

【訪問介護計画の作成】 訪問介護

訪問介護計画に位置付けられていないサービスが提供されている。

計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にして、担当する訪問介護員等の氏名、サービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかに、当該計画に沿ったサービスを提供してください。

【勤務体制の確保】 全サービス共通

職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの防止のための措置が講じられていない。

以下に留意して必要な措置を講じてください。

《事業主が講ずべき措置の具体的内容》

- ・事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発
- ・相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

《事業主が講じることが望ましい取組の例》

- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
- ・被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- ・被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

【参考】厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html）
「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」
「（管理職・職員向け）研修のための手引き」

【秘密保持等】 訪問介護・訪問看護

家族の同意を確認できない。

サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る必要があります。

【同一建物等減算】 訪問看護

事業所と同一敷地内にある建物に居住する利用者に対して減算せずに算定している。

事業所と同一敷地内にある建物に居住する利用者に対してサービスを提供した場合は、所定単位数の100分の90（利用者50名以上の場合は100分の85）で算定してください。

【2人の訪問介護員等による訪問介護】 訪問介護

2人の訪問介護員等による訪問介護について、利用者又はその家族等の同意を確認できない。

2人の訪問介護員等により訪問介護を行うことについては、利用者又はその家族等の同意を得ている場合であって、次のいずれかに該当するときとしています。

- イ__利用者の身体的理由により1人の訪問介護員等による介護が困難と認められる場合
- ロ__暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合
- ハ__その他利用者の状況等から判断して、イ又はロに準ずると認められる場合

2人の訪問介護員等による訪問介護であること及びその理由等を訪問介護計画等で明示したうえで同意を得てください。

【特定事業所加算】 訪問介護

サービス提供責任者からのサービス提供に係る文書等による指示が不足している。

訪問介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する訪問介護員等に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項（※）を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス提供終了後、担当訪問介護員等から適宜報告を受けてください。

- (※)
- ①利用者のADLや意欲
 - ②利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
 - ③家族を含む環境
 - ④前回のサービス提供時の状況（省略不可）
 - ⑤その他サービス提供に当たって必要な事項

指摘頻度：高

【特定事業所加算】 訪問介護

研修計画の内容が不足している。

算定要件である計画的な研修の実施について、「訪問介護員等又はサービス提供責任者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。」ことに留意してください。

【特定事業所加算】 訪問介護

利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項の伝達又は当該指定訪問介護事業所における訪問介護員等の技術指導を目的とした会議に参加していない。

算定要件である会議の定期的開催について、「サービス提供に当たる訪問介護員等のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、サービス提供責任者ごとにいくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。」ことに留意してください。

【所要時間についての考え方】 訪問介護

訪問介護費を現に要した時間で算定している。

訪問介護の報酬については、訪問介護計画において位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間が、いずれの時間区分に該当するかをもって決定されるものです。

訪問介護の所要時間については、実際に行われた指定訪問介護の時間ではなく、訪問介護計画に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間としてください。

【看護・介護職員連携強化加算】 訪問看護

訪問看護記録書に記録していない。

看護・介護職員連携強化加算は、訪問看護事業所の看護職員が、訪問介護事業所の訪問介護員等に対し、たんの吸引等の業務が円滑に行われるよう、たんの吸引等に係る計画書や報告書の作成及び緊急時等の対応についての助言を行うとともに当該訪問介護員等に同行し、利用者の居宅において業務の実施状況について確認した場合、又は利用者に対する安全なサービス提供体制整備や連携体制確保のための会議に出席した場合に算定できます。

訪問介護員等と同行訪問した場合や会議に出席した場合は、その内容を訪問看護記録書に記録してください。

根拠法令等

条例（八戸市例規集及び八戸市介護保険課ホームページに掲載）

- 八戸市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

解釈通知（介護報酬の解釈②指定基準編）

- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（老企第25号）

介護報酬告示（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（厚告第19号）

留意事項通知（介護報酬の解釈①単位数表編）

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老企第36号）